

ライフ＆マネープラン

「雇用保険について知っておきたいこと」

このコーナーでは、転職、退職など人生の転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランをご紹介します。忙しい社会人は、日々の仕事を優先しがちですが、仕事と同じくらい将来を見据えたマネープランは大切です。今回は雇用保険の基礎知識とそのポイントを学びましょう。

雇用保険制度とは？

社会人になってお給料をもらうと、その明細書には「雇用保険」という項目が記載され、保険料が徴収されていることがわかります。この雇用保険の中身を、ご存知ですか。

雇用保険は原則としてすべての事業所が加入しなければならない強制保険制度で、労働者が失業したり職業教育訓練を受けた場合などに、生活及び雇用の安定と就職の促進のための給付をします。失業時に給付される「休職者給付」のほか、「就職促進給付」、「教育訓練給付」、さらに育児休業や介護休業を支援する「雇用継続給付」があります。

また、雇用保険には、失業の予防や雇用機会の増大、労働者の能力開発や労働者へ

の福祉増進などを図ることを目的とした事業を行う役割もあります。

被保険者の種類

被保険者とは、雇用保険が適用される事務所に雇われている人のことです。雇用形態によって被保険者の種類が異なります。

◆ 一般被保険者

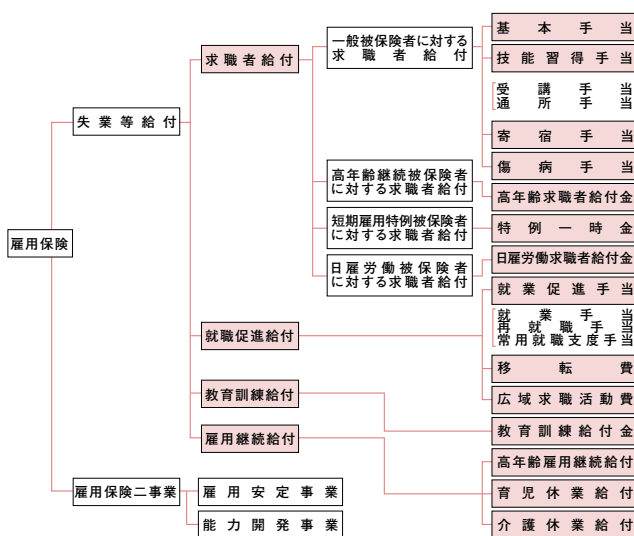
一般のサラリーマンや、パートタイム労働者など、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上引き続き雇用される見込みがある場合は、被保険者となります。

◆ 高年齢継続被保険者

65歳未満時に雇用され、現在65歳以上になつていない人。

◆ 短期雇用特例被保険者

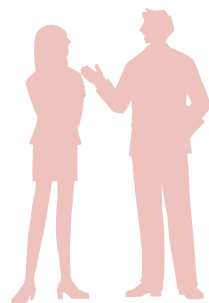
季節的に雇用されている短期の出稼ぎ労働者など。



出所：雇用保険制度の概要（「ハローワークインターネットサービス」HPより）

◆ 日雇労働被保険者

その日ごとに雇用される人、または、30日以内の期間を定めて雇用される人のうち、適用区域に居住または雇用される人。



失業給付(基本手当)を受け取るには

一般被保険者の場合、離職して働く意思と能力がありながら再就職できない(いわゆる「失業の状態」にある)場合、離職の日以前の2年間に、被保険者であった期間※が通算して12カ月以上(後述の特定受給資格者や特定理由離職者の場合は離職の日以前の1年間に、6カ月)あれば、失業給付(基本手当)が支給されます。離職票と雇用保険被保険者証、印鑑、身分証明書などを持って、住居地を管轄するハローワークに行きましょう。求職の申し込み手続きを行うと、基本手当の受給資格が決まります。その後、雇用保険受給者初回説明会に出席し、原則として4週間に一度、「失業の認定」を受け、就職活動をしている実績が認められると基本手当が受けられます。

※離職日から1カ月ごとに区切った期間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1カ月と計算。

給付金額と給付日数

勤務年数と年齢などによって給付金額や給付日数が異なります。

一般被保険者に対する基本手当(日額)は、離職前6カ月間の賞与を除く給与を180で割って算出した金額のおよそ50% (80歳未満) 64歳については45% (80歳)

で、年齢区分ごとにその上限値が定められています。

支給日数は左表のとおりです。倒産・解雇などにより再就職の準備をする余裕もなく離職を余儀なくされた人(特定受給資格者)や、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことなどやむを得ない理由で離職した人(特定理由離職者)には、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合があります。

基本手当(日額)の上限額

30歳未満	6,455円
30歳以上45歳未満	7,170円
45歳以上60歳未満	7,890円
60歳以上65歳未満	6,777円

(平成23年8月1日現在)

なお、手当は離職票を提出した日から7日間は支給されません(待期間)。また離職の理由が自己都合の場合や懲戒解雇の場合は、7日間の待期間のほか、給付制限期間として3カ月は給付が受けられないため注意が必要です。

雇用保険の受給期間は、原則として離職した日の翌日から1年間(所定給付日数330日の方は1年と30日、360日の方は1年と60日)です。その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最長で3年間です。

雇用保険の基本手当の所定支給日数

下記の日数を限度として支給されます。

ア. 定年・自己の都合・懲戒解雇などで離職された方 [特定受給資格者及び特定理由離職者以外]

被保険者であった期間 退職時の年齢		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		全年齢共通	90日	120日
障害者 などの就職 困難者	45歳未満	300日		
	45歳以上 65歳未満	360日		

イ. 倒産・解雇などにより離職を余儀なくされた方 [特定受給資格者及び特定理由離職者(※)]

※特定理由離職者の所定給付日数が特定受給資格者と同様になるのは、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間にある方に限ります。ただし、「特定理由離職者の範囲」のIIに該当する方は、被保険者期間が12か月以上(離職前2年間)ない場合に限り、特定受給資格者と同様となります。

被保険者であった期間 退職時の年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	180日	120日	180日
30歳以上35歳未満	210日	240日				
35歳以上45歳未満	240日	270日				
45歳以上60歳未満	180日	240日			270日	330日
60歳以上65歳未満	150日	180日			210日	240日
障害者 などの就職 困難者	45歳未満	300日				
	45歳以上 65歳未満	360日				

◎より詳しい内容やお問合せは

「厚生労働省 雇用保険制度」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html#gaiyo>
 「ハローワークインターネットサービス」
<https://www.hellowork.go.jp/>

などの関連サイトをご参照ください。

参考資料: 「厚生労働省 雇用保険制度」 「ハローワークインターネットサービス」 「失業保険給付&退職マニュアル」 「知って得する労働法」 などのHPより